

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(既往災害の状況)

【羽幌町地域防災計画（計画編）－P19】

当町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、融雪害、冷害等があげられるほか、高潮や地震・津波災害による被害も記録されている。

気象災害の発生は、暴風雨及び融雪出水による河川の洪水が多く、次いで天候による冷害並びに火災である。また、太平洋などの熱帯域で発生する台風は、平年では本道へ1年に2個ほど接近し、2年に1個程度が上陸する。ところが、平成28年8月には5個の台風が本道に接近し、そのうち3個が上陸しており、風又は集中豪雨による被害の発生に留意する必要がある。

(地震)

【羽幌町地域防災計画（計画編）－P19～P21】

北海道地方の地震は、大きく、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震とその結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震や過去に発生した内陸地震などである。

①海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にはプレート境界であると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。

なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ、発生間隔は長いと考えられている。

○「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の感覚で発生すると想定されている。

○積丹半島沖

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の感覚で発生すると想定している。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

○留萌沖

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領

域とみられている。

○北海道北西沖

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

②内陸型地震

ア. 活断層帯

○増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大で0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

○沼田－砂川付近の断層帯

沼田－砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

イ. 既往の内陸地震

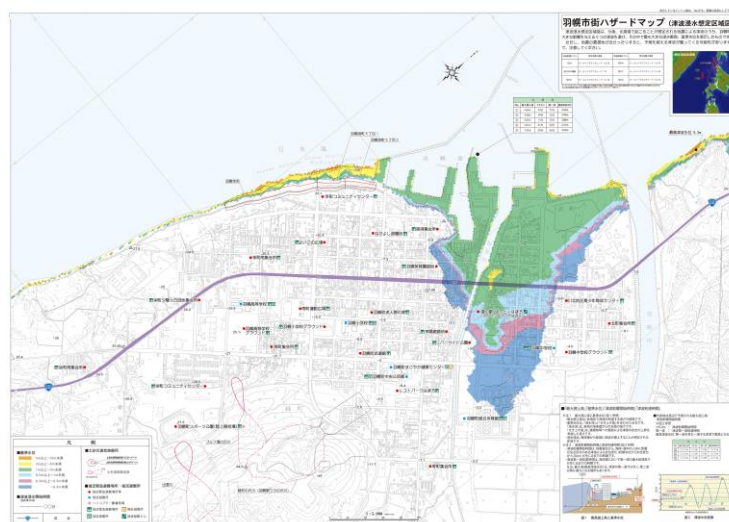
○道北地域

道北地域は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域である。この地域では1874年にM6.5の地震が発生するなどM6かこれよりやや小さい地震が発生している。

(津波)

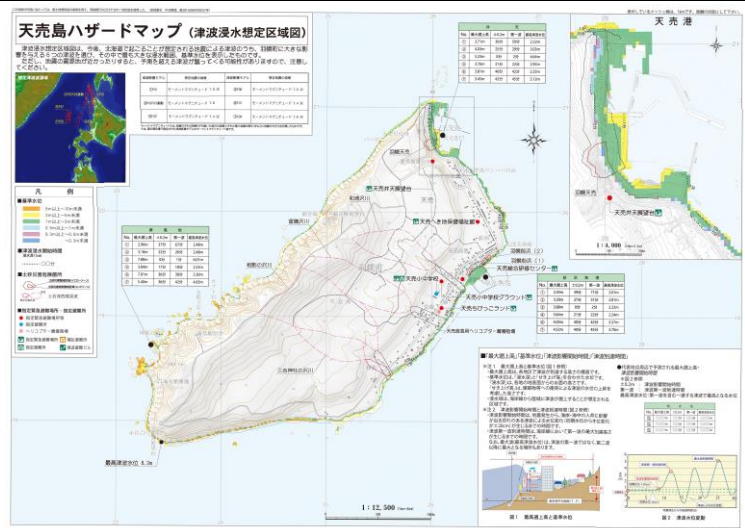
津波浸水想定区域図は、今後、北海道で起こることが想定される地震による津波のうち、当町に大きな影響を与える6つの津波を選び、その中で最も大きな浸水範囲、基準水位を表示したものである。

右図の羽幌市街ハザードマップによると、中心市街地は浸水範囲に含まれていないものの、沿岸部及び福寿川沿いは、基準水位3m未満の浸水域となっている。



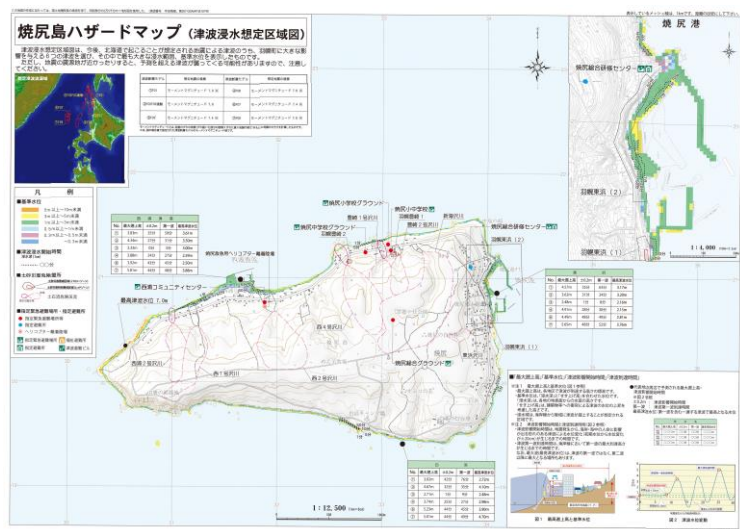
(出典：羽幌市街ハザードマップ)

右図の天売島ハザードマップによると、住宅密集地は浸水範囲に含まれていないものの、天売港は基準水位5m未満、前浜漁港は基準水位3m未満の浸水域となっている。



(出典：天売島ハザードマップ)

右図の焼尻島ハザードマップによると、住宅密集地は浸水範囲に含まれていないものの、焼尻港・西浦漁港においては、基準水位5m未満の浸水域となっている。



(出典：焼尻島ハザードマップ)

【羽幌町地域防災計画（計画編）－P22～P26】

北海道地方は、1993年の北海道南西沖地震や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行っている。

また、2011年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。

①津波浸水想定の設定

北海道では、北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測について、平成22年3月に設定しているが、東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。見直しに当たっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として平成5年（1993年）北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を

見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とした設定をした。

②津波浸水予測・被害想定調査（平成21年度）

日本海沿岸における津波被害想定については、今後、北海道において、平成28年度に設定した津波浸水想定に基づき、進められていく予定であるが、平成21年度に設定している津波浸水予測に基づく被害想定 of 計算は、次のとおりである。

ア. 北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で5mを超え、石狩市以北で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で30分前後となる。

イ. 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村及び積丹町、利尻町の海岸で津波水位が5mを超える場所もある。礼文島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後に津波が到達することが想定されるなど、本町において、地震に伴う津波の影響が最も大きい。

なお、羽幌町以北でも地震発生後20分以内に初期水位から1m以上の水位上昇が生じる。

ウ. 留萌沖の地震

石狩市、増毛町、積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、留萌振興局の海岸で早く、天売島、増毛町、古平町、積丹町、神恵内村で20分以内に生じる。

エ. 神威岬沖の地震

積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で20分以内に生じる。

オ. 北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町～積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、松前町～神恵内村で20分以内となる。

カ. 青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 437事業所（独自データ・平成30年4月1日現在）
- ・小規模事業者数 388事業所（平成26年度経済センサス）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	48	48	町内に広く分散
製造業	16	16	〃
卸売業・小売業	96	87	市街地に集中
飲食店・宿泊業	88	88	〃
サービス業	38	38	〃
その他	131	111	町内に広く分散
定款会員になり得る事業所等	20	—	
計	437	388	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
羽幌町地域防災計画の策定	S45	H31.1修正
防災訓練の実施	R1.9	年1回・防災週間時に実施
羽幌町防災備蓄計画の策定	—	備蓄食料 (食料品) 1日3食、3日分を目標に備蓄 10,800食を目標に備蓄 ・アルファ米・缶入りパンなど (生活必需品) 食料品と同様に3日分の備蓄を 目標
羽幌町津波避難計画の策定	H25.2	H31.3一部修正

2) 当会の取組

項目	年月	備考
災害時における応急生活物資の調達に関する協定	H20.12	羽幌町と協定締結
事業者BCPに関する国の施策周知	H30.9	チラシ配布
中小企業強靱化法及び火災共済制度の周知	R1.9	広報記事掲載

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制や危機管理マニュアルの作成及び整備がされていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分ではない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・保険、共済に対する助言、指導を行える当会経営指導員等職員が不足している。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性及び事業継続力強化計画の作成を周知する。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における協力体制マニュアルを構築する。
- ・災害発生後、速やかな復興支援策が実施されるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

○成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標	備考
			事業継続力強化計画	
建設業	48	48	5	
製造業	16	16	3	
卸売業・小売業	96	87	9	
飲食店・宿泊業	88	88	9	
サービス業	38	38	4	
その他	131	111	10	
定款会員になり得る事業所等	20	—	—	
計	437	388	40	

※策定目標については、商工会における他業務や職員の人員体制を考慮した上で、概ね4期（20年）で小規模事業者全ての事業継続力強化計画策定を目標として目指すが、今期5年では事業継続力強化計画策定の重要性についての浸透を図り、事業継続力強化計画策定目標は10%程度を見込む。2期目以降は事業継続力強化計画策定の認知状況を踏まえて策定割合を30%程度に引き上げていくよう設定した。

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性・災害リスクの周知	地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
事業継続力強化計画策定に関する指導及び助言	地区内小規模事業者に対し災害発生時における事業継続力強化計画の重要性を認識させる。	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの構築	当会と当町との間に災害発生時における連絡を円滑に行うマニュアルの構築	担当課との会議開催	年3回
危機管理マニュアルの構築	当会の災害発生時における危機管理マニュアルの作成及び事業継続計画の策定	勉強会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、災害発生後速やかな復興支援策が実施できるよう体制の構築	当会と当町との連絡会議開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成	勉強会開催	年1回
		普及啓発セミナー開催	年1回

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

羽 幌 町	羽幌町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	事業継続力強化計画策定に係る 支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・ 平成20年12月に締結した「災害時における応急生活物資の調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回支援時に、災害ハザードマップ等を使用しながら、事業所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害・災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 町広報、ホームページ（当会・当町）等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画）策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を実施する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を実施する。
- ・ 事業継続の取組に関するノウハウを有する専門家を招聘し、小規模事業者に対するBCP策定セミナーや、損害保険会社による普及啓発セミナー等を実施する。

イ. 商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体との連携

- ・ 全国商工会連合会「全国商工会会員福祉共済」により連携をしている、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済加入の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を実施する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者に対する事業者BCP（事業継続力強化計画）策定後のフォローは、巡回支援のヒアリングにより取組状況確認をし、ヒアリングで収集した情報は当会と当町で共有し、指導・助言にて改善点等についてフォローアップを行い、必要に応じて、専門家や各支援機関と連携するなど迅速に対応する。

業 種	商工業者数	小規模事業者数	フォローアップ	
			事業継続力強化計画	延べ回数
建設業	48	48	5	10
製造業	16	16	3	6
卸売業・小売業	96	87	9	18
飲食店・宿泊業	88	88	9	18
サービス業	38	38	4	8
その他	131	111	10	20
定款会員になり得る事業所等	20	—	—	—
計	437	388	40	80

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（M7の地震）が発生したと仮定し、当会と当町との合同で、連絡ルート（電話、FAX、メール、SNS等）の複数連絡体制等の確認を実施する。
- ・訓練においては、年1回定期的に実施する。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	羽幌町商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災時の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時1時間以内に職員の安否確認報告を実施する。
（電話、FAX、メール、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。）

イ. 応急対策の方針決定

- ・当会と当町商工観光課の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

・ 配備体制及び被害規模の目安は下図を想定する。

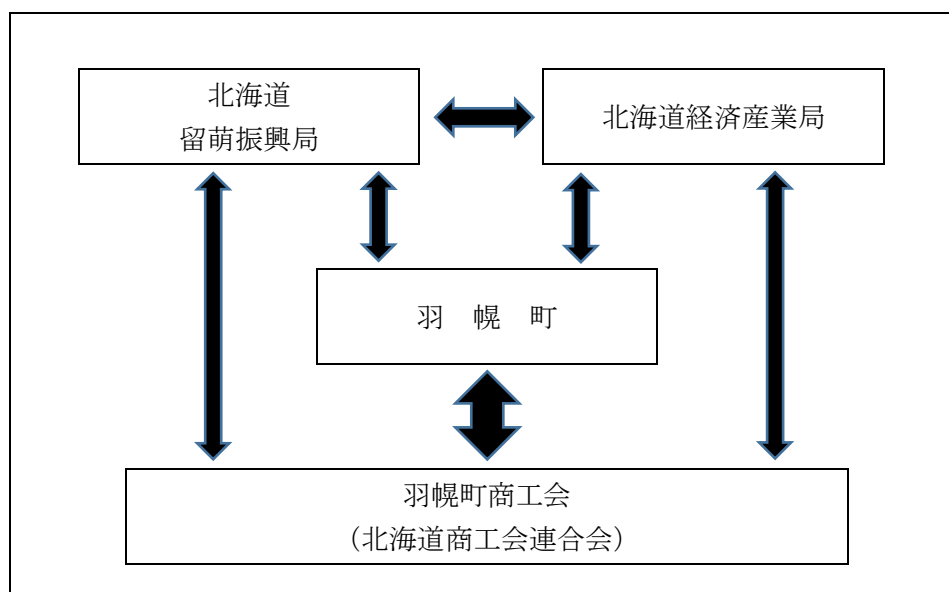
種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・ 予想されない重大な災害が発生したとき ・ 気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な災害が予想される時又は災害が発生したとき ・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・ 町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

・ 本計画により、当会と当町は下図の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に実施することが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を実施することについて決定する。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について、羽幌町防災計画（資料編）「資料7-1 災害情報等報告取扱要領」の別表3に基づき事前に確認をする。
- ・ 当会と当町で共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告をする。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法については、当町と相談する。(当会は、国や北海道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を羽幌町防災計画(資料編)「資料7-1 災害情報等報告取扱要領」の別表3に基づき確認をする。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や北海道、町の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

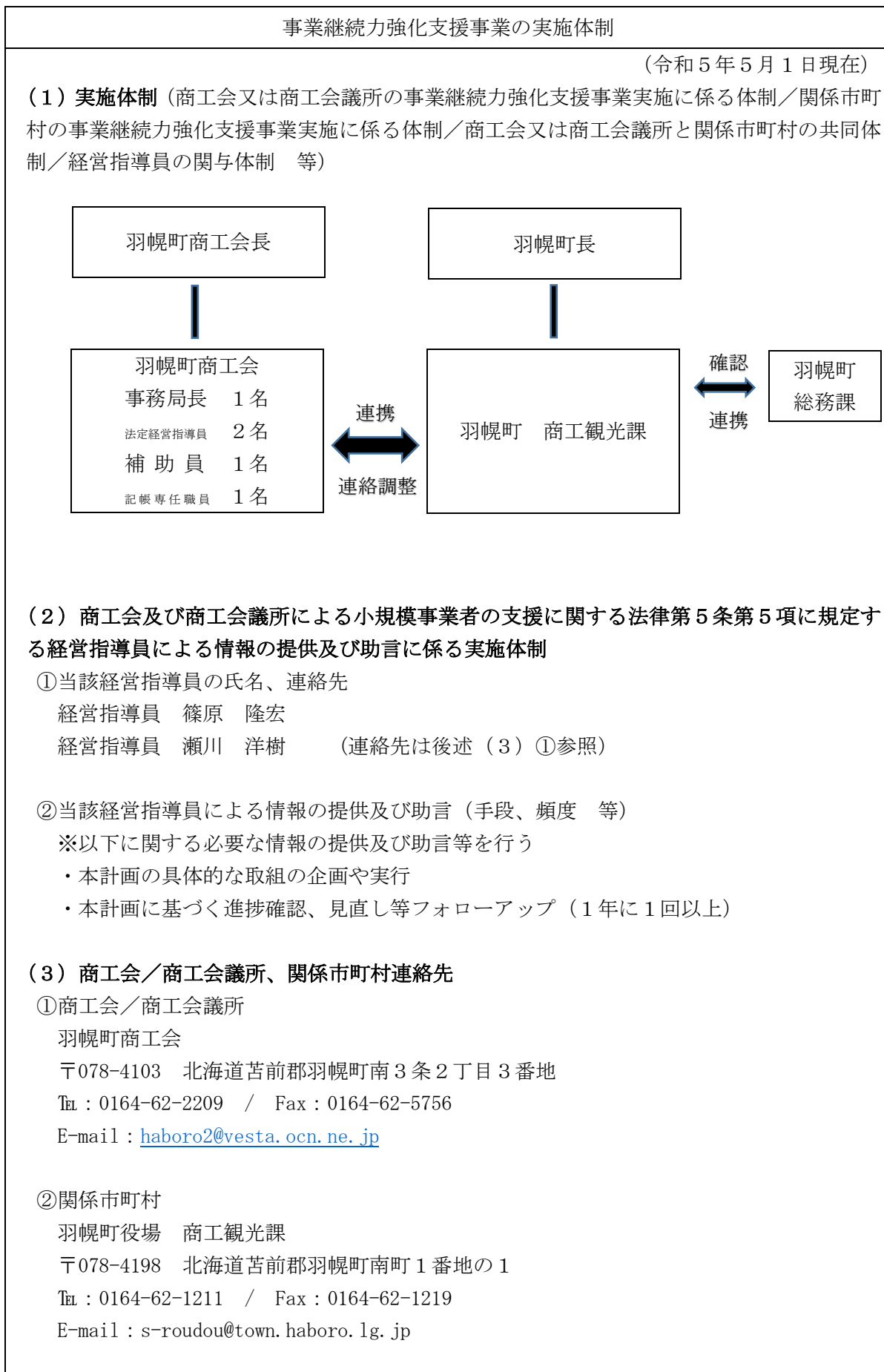
- ・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会等に相談をする。

(6) その他

- ・本計画は、当会及び当町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	300	300	350	350
・ 専門家派遣費	100	150	150	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・国補助金・町補助金・事業受託料収入・事業手数料収入・雑収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。